

# 伊予市地域包括支援センターだより

## いきいき通信

NO. 8

「このまま放っておくと危険ですよ」と言ったり、高額な住宅リフォームを契約させたり、「健康に良いですよ」と言ったり、高額な浄水器や寝具などを売りにつけたりする『悪徳商法』や、電話・はがきで金銭の振り込みを要求する『振り込め詐欺』など、高齢者を狙った犯罪が後を絶ちません。中でも、認知症などで判断力が十分でない方が被害に遭うケースが多くなっています。このような、判断能力が十分でない方の尊厳と権利を守るための公的な制度として「**成年後見制度**」があります。

### 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方が、財産の管理、介護・福祉サービスの利用、施設入所の契約など、生活をしていくうえで必要な法律行為を行う場合に、保護・支援する制度です。

本人をサポートする「成年後見人」等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任することで、本人の意思をできる限

り尊重し、権利と財産を守ることができま

### どのような種類があるの？

成年後見制度には、将来、判断能力が低下した場合に備えて、「誰に受任者」(どのような支援をしてもらうか)をあらかじめ契約により決めておく「**任意後見制度**」と、判断能力が低下してから家庭裁判所へ申し立てを行うことにより、援助者と成年後見人等を選任する「**法定後見制度**」があります。

### 成年後見人は

#### どのようなことをするの？

- 預貯金の管理や、不動産の処分などの財産管理
- 日常生活に必要な契約などの法律行為
- 介護・福祉・医療施設への入退院の契約や費用支払い など
- ※ 食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の業務ではありません。

法定後見制度			任意後見制度
家庭裁判所が選任			本人の意思で選任(契約)
補助制度	補佐制度	後見制度	現在、判断能力のある方が、認知症等で判断能力が低下した場合に備え、前もって「任意後見人」を公正証書による契約で選任し、預貯金の管理等の財産管理や、契約等の法律行為を含む、日常生活に関するさまざまな事務の代理権を付与することができる。
判断能力が十分でない方は、「補助人」が選任され、必要があれば、同意権及び代理権が付与される。	判断能力が著しく不十分な方は、「保佐人」が選任され、重要な財産行為については、保佐人の同意を要することとなり、必要があれば、代理権が付与される。	判断能力を欠くことが通常の状態にある方は、「成年後見人」が選任され、行為全般について本人を代理したり、本人が行った行為を取り消すことができる。	

### どうやって利用するの？

任意後見制度、法定後見制度のどちらも家庭裁判所へ申し立てを行い、審判を受けることが必要です。申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人受任者です。場合によっては、市長が申し立てをすることもあります。

利用料としては、裁判所へ申し立てる手数料や、公正証書作成手数料(任

意後見制度)、利用者の判断能力を確認するための鑑定料や診断料、後見人の報酬などに費用が掛かります。詳細については、伊予市地域包括支援センター、又は裁判所などの関係機関へお問い合わせください。

#### ■問い合わせ

- 松山家庭裁判所  
☎ 945-15000
- 日本司法支援センター法テラス愛媛  
☎ 050-13383-15580
- 松山合同公証役場(任意後見契約について)  
☎ 941-13871

### 認知症になっても安心して暮らせる伊予市に

市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

左の「伊予市認知症支援シンボルステッカー」の貼ってある店舗や事業所などでは、認知症高齢者を含めたすべての高齢者や、その家族を見守り、サポートしてまいります。お気軽に声を掛けてください。



▲伊予市認知症支援シンボルステッカー

#### 伊予市地域包括支援センター

(伊予市役所1階長寿介護課内)  
☎ 982-1111 (内線544・555)